

伏見区基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次期伏見区基本計画（以下区計画という。）について、区長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、伏見区基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は学識経験のある者その他区長が適当と認めるものの中から、区長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員は区計画に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(座長)

第4条 委員会に座長を置く。

2 座長は、学識経験のある委員のうちから、あらかじめ伏見区長が指名し、委員会が承認する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(召集及び議事)

第5条 委員会は座長が召集する。

2 座長は会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は座長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は座長が指名する。

5 部会長はその部会の事務を掌理する。

6 部会は部会長が招集する。

7 部会は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、伏見区役所区民部総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、座長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年 8月28日から実施する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は伏見区長が招集する。